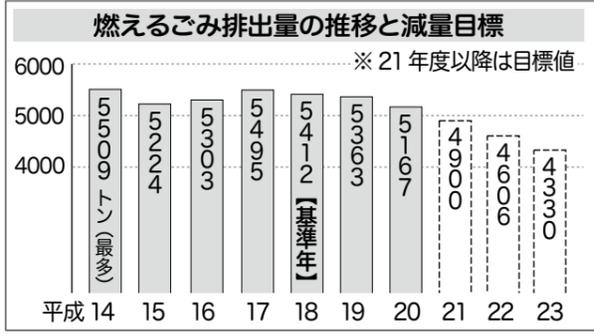


目標は平成23年度までに20%のゴミ減量

市民一人ひとりの取り組みで「ゴミ減量」を

答申に基づき
ごみ減量計画を作成しました
ごみ減量推進のために設置された飯山市廃棄物減量等推進審議会より、昨年10月、「平成23年度にはごみの排出量を平成18年度対比で20%削減する」ことが答申されました。



昨年度までの
ごみ排出量の推移は・・・
昨年度、飯山市の燃えるごみの排出量は5167トン。平成18年度と比較すると、245トン、4.5%の減少となりました。
これまでのごみ排出量の推移をグラフで見ると、燃えるごみの排出量は、プラスチック製容器包装の分別導入などにより、平成14年度をピークに、総じて減少傾向にあります。しかし、17年度にはピーク時に迫る増加も見られるなど、毎年、順調に燃えるごみの減量が図られているとはいえません。
一人ひとりの意識向上が最も効果的な減量対策
20%減量達成のためには、今後、前年度対比で毎年6%ずつ減量することが必要。「燃えるごみ」として出していた資源物をしっかりと分別するなど、これまで以上に「ずく」を出していただくことが大切です。
毎日出るごみを一人ひとりで減らすことができれば、

家庭から出るごみの内訳(20年度)

ごみの種類	排出量(t)	構成比
燃えるごみ	5,167	72.8%
燃えないごみ	500	7.1%
古紙	1,067	15.0%
ガラスびん	153	2.2%
ペットボトル	45	0.6%
プラ容器包装	166	2.3%
古着	4	0.0%

大きなごみの減量につながります。ぜひ今日から市民一丸となって、ごみの減量に取り組みでいきましょう。
簡単なごみの分別方法は？
集落説明会を行っています
市では、家庭でのごみ減量に役立ててもらおうと、各集落等へ出向き講習会を開催しています。

これまでに75の集落で開催し、延べ2200人ほどの参加をいただきました。今後も各集落の環境衛生委員さんを中心に計画をしていきますので、お近くで開催の際はぜひご参加ください。
お問い合わせ
市民環境課生活環境係
☎②3111 内線191

「プラスチック製容器包装」分別の方法について

4月に「平成21～22年度版 ごみ・資源物分別ガイドブック」を各世帯に配布しましたが、プラスチック製容器包装について、以下の点についてあわせてご留意いただき分別をお願いします。

●プラスチック製容器包装とは
プラスチック製容器包装として収集するのは、商品を入れたり包んだりするのに使われた「プラスチック製の容器や包装」です。従って、商品自体がプラスチックのものや、以下のものは除きます。

「プラ容器包装」でないものの例	正しい分別方法(理由)
CD、MD、カセットテープ等のケース	燃えるごみ (商品と分離すると商品自体の品質保持に支障をきたす等のため)
ボールペンの軸、洗剤の計量カップ	燃えるごみ (商品そのものの一部であるため)
プラスチック製のコップ・食器	燃えるごみ (商品そのものであるため)
寿司・コンビニ弁当等の中仕切り(緑色のフィルム)、段ボール箱に用いられる結束バンド、家庭で荷造り等に使用のビニールテープ等	燃えるごみ (商品の容器・包装でないため)
使い捨てライター、硬プラスチック製の植木鉢	燃えないごみ (商品そのものの一部であるため)

農業委員選挙関係の日程について

農業委員の3年間の任期が7月31日で満了となります。立候補に伴う日程等は次のとおりです。
■立候補手続説明会
6月23日(火) 午後2時～
(会場：飯山市役所)
■届出事項前審査
6月30日(火) 午前9時～
選挙管理委員会事務局
☎②3111 内線332

健全な下水道経営のため平均6.6%の引き上げ 下水道等の使用料を改定します

市では、下水道使用料の引き上げに関する下水道条例等の一部を改正する条例を3月定例会に上程し、可決成立しました。これを受け、今年度から下水道使用料、ミニタイププラント使用料、農業集落排水施設使用料および戸別合併処理浄化槽使用料が平均6.6%の引き上げとなります。

不足を補い下水道の健全な経営を図るのが目的です。改定により、市内の平均的な家庭(30㎡)の公共下水道の月額使用料は、現行の4830円から5010円になります。適用時期は、上水道区域が7月、簡易水道区域が6月からになります。
下水道区域、農業集落排水区域では引き上げ幅が異なります。

在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担を軽減 特別障害者手当・障害児福祉手当のご案内

日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害者・障害児の皆さんの負担軽減のため、障害者福祉手当・障害児福祉手当を支給します。(※いずれも在宅の方が対象で、施設に入所されている方などは対象となりません)

るが、これと同程度以上の障害がある人など。内部障害重複は除く)
・支給額(月額) 2万6440円
・支給制限：入院または施設に入所している場合、および本人、配偶者、扶養義務者の所得額が限度額を超える場合は支給されません。

■特別障害者手当
・支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳以上の在宅障害者(身体障害者手帳1級程度の障害が2つ以上あ

■障害児福祉手当
・支給対象者：日常生活において、常時特別な介護を必要とする20歳未満の在宅障害者(身体障害者手帳1

級および2級の一部の障害児、療育手帳A-Iの一部の重度障害児、またはこれらと同程度以上の障害がある人など)
・支給額(月額) 1万4380円
・支給制限：施設などに入所している場合、および保護者などの所得額が限度額を超える場合は支給されません。
いずれもお申し込みが必要で、詳しくは保健福祉課までお問い合わせください。
お問い合わせ
保健福祉課障がい福祉係
☎②3111 内線189

未就学児の子育てを応援します

「子育ておうえん券」のご案内

未就学児の子育てを行っている世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、市内商店街の活性化を図るため、「子育ておうえん券」を交付します。
交付対象者 平成21年4月1日現在、飯山市に居住し年齢5歳以下の乳幼児の保護者
交付の内容 5歳以下の乳幼児の人数×2万円分の子育ておうえん券
利用可能期間 平成21年7月1日～平成22年1月31日
使用できるお店 飯山商工会議所加盟店から募集し、

平成21年度 固定資産評価審査委員会の新体制

4月15日に飯山市固定資産評価審査委員会が開催され、21年度の体制が、次のとおり決まりましたのでお知らせします。(敬称略)
▼委員長 佐藤新一郎(秋津・上組)
▼同職務代理者 近藤章一良(柳原・南条)
▼委員 服部 質(外様・中条)
固定資産評価審査委員会は、固定資産税の納税者が固定資産課税台帳に登録された価格について審査の申し出をした場合に、これを審査決定する機関です。



委員長 佐藤新一郎さん